

ご存知ですか?



民生委員・児童委員と 個人情報保護法

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、民生委員法や児童福祉法に基づいて、地域住民の方々や地域の児童・妊産婦の方々の生活状態を適切に把握し、相談・助言、福祉サービスの利用のサポートなどの職務を行うこととされています。

なお、非常勤・特別職の地方公務員であるため、自治体の条例等に基づき個人情報を取り扱うことになり、個人情報保護法の義務規定が課される個人情報取扱事業者には該当しません。

円滑な職務の実施のために

民生委員法等で守秘義務が課せられていることも踏まえて、民生委員・児童委員に対して、自治会、民間事業者、自治体などの様々な主体から、地域住民の方々の生活状態等の個人情報が適切に提供されることが望ましいと考えられます。

その際、自治会、民間事業者などは、法令に基づく場合や、法令上の事務の遂行に協力する必要があるものの、本人の同意を得ることでその事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等には、本人の同意がなくても個人情報を提供することができます。自治体は、自治体の条例等に基づき、自治体の判断により本人の同意がなくても個人情報を提供することができます。

Q

個人情報保護法とは



A

個人情報保護法は、利用者や消費者が安心できるように、企業や団体に個人情報をきちんと大切に取扱ってもらった上で、有効に活用できるよう共通のルールを定めた法律です。

Q

個人情報とは

A

生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの^(※)です。
^(※)他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。

Q

個人情報取扱事業者とは

A

取り扱う個人情報の数に関わらず、例えば、紙やデータで名簿を体系的に管理されている事業者は、すべて「個人情報取扱事業者」となり、個人情報保護法の対象になります。

ただし、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体等については、「個人情報取扱事業者」から除かれています。これらについては、それぞれ別の法令（行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護条例）が適用されます。

個人情報保護委員会では、個人情報保護法の解釈についての一般的な質問や、苦情あつせんのための個人情報保護法相談ダイヤルを設置しています。

個人情報保護法相談ダイヤル

☎ 03-6457-9849

受付時間 土日祝日及び年末年始を除く 9:30～17:30

より詳細な内容については、個人情報保護委員会のガイドライン等をご参照ください。

●個人情報保護委員会ホームページ <https://www.ppc.go.jp/>

●ガイドライン等 <https://www.ppc.go.jp/personal/legal/>